

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
お待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第1回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る検討会 開催される

平成29年12月26日(火)ソフトバンク・テクノロジー(株)セミナールームにて、第1回医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る検討会が開催された。

この検討会は、平成28年10月から平成29年2月に実施された「ICTを活用した重症心身障害児者の医療情報等の共有に向けた調査研究事業」を前進的に発展させ、医療情報共有システムのプロとタイプによる実証実験を行うため、厚生労働省は運営をソフトバンク・テクノロジーに委託をし、「医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る検討会」として新たにスタートした。

本実証事業の進捗状況の確認や、医療情報共有ネットワークの実用運営に向けた課題等を検討する調査研究検討会設置に伴い、引き続き植松潤治副会長の検討委員就任の依頼を受け選出、就任した。

医療情報共有ネットワーク(施行版)による実証、先駆的な救急医療連携ネットワークのヒアリング調査、救急対応に関するヒアリング調査の実施の結果を踏まえ、3月をめどに最終とりまとめの予定。

医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る検討会

<目的>

近年、医療技術の進歩を背景に医療的ケアを受け入れながら在宅で生活を続ける医療的ケア児等が増えてきている。

こうした中、医療的ケア児等が遠方への外出時等に緊急搬送等された場合、治療に必要な医療情報の共有が円滑に行われず、結果として治療の開始が遅れる事態が生じることが指摘されており、医療機関同士で医療的ケア児等の身体の状態や利用している医療機器・服薬履歴などの情報を共有することで外出時等に様態が急変した場合でも、かかりつけの病院以外で安心して適切な医療が受けられるようになることが重要となっている。

一部の自治体では、記録ノート(サポートファイル)等の独自の取組を実施しているが、より円滑な対応を行うためにはICTの活用を図ることが有効と考えられる。

このため厚生労働省では、医療的ケア児等本人・家族が地域で安心して暮らせるよう、ICTを活用して医療情報を医療関係者が共有できるシステムの構築を検討しているところである。

本調査研究では医療的ケア児等とその家族及び医療機関の医師の間で医療情報等を共有するネットワークの試行版（プロトタイプ）を構築し、試験的に運用・評価することで、今後、医療情報共有ネットワークを円滑に運営する上での課題等の把握を行うこととする。

なお、本調査研究は昨年実施した「ICTを活用した重症心身障害児者の医療情報等の共有に向けた調査研究事業」での検討結果を踏まえ実施するものである。

医療情報共有ネットワーク（施行版）による実証の概要

1. 医療情報共有ネットワーク（施行版）

医療的ケア児等が、外出時に容態が急変した場合でも、かかりつけの病院以外で安心して適切な医療が受けられるよう患者の身体の状態や利用している医療機器・服薬履歴などの情報を共有するネットワーク。

【想定される利用場面】

- ①主治医・かかりつけ医と医療的ケア児等本人・家族との情報共有
- ②主治医・かかりつけ医以外の医師との情報共有
- ③救急時の情報共有

2. 実施内容

①説明会の実施 ※開催時期 平成30年1月下旬予定

本実証に参加する主治医・かかりつけ医、医療的ケア児等とその家族、遠隔地の救急医療機関の意志を対象に、実証内容や端末の操作方法について説明会を開催する。

また、実証参加への医療的ケア児等本人・家族の同意取得手続きについても説明を行う。

②医療情報共有の実証

医療的ケア児等本人・家族とかかりつけの医療機関、遠隔地の救急医療機関との間でICTを活用して医療情報等を円滑に共有できるかを実証する。

本実証においては【想定される利用場面】のうち、主に①、③について実証を行い、

- ・医療的ケア児等本人・家族とかかりつけの医療機関の医師の間で医療情報を円滑に共有できるか。
- ・かかりつけの医療機関での医療情報提供を遠隔地の救急医療機関との間で素早く円滑に共有できるか。

について検証する。

※なお、本実証はシステムの操作性の検証が目的のため、医療的ケア児等の氏名等については伏せ、個人が特定されないようにする。

【実施内容】※実施期間 平成30年2月上旬予定

(1) 医療的ケア児等本人・家族が医療情報共有ネットワーク（施行版）に氏名・住所や主治医・かかりつけ医の氏名・医療機関名など自身に関する情報を端末から入力する。

(2) 医療的ケア児等の主治医・かかりつけ医が医療的ケア児等を模擬的に診察し、医療

医療情報共有ネットワーク(施行版)に診療情報を入力する。

- (3) 医療的ケア児等が外出先で容態が急変したことを想定して、遠隔地の医療機関(救急病院など)の医師(救急医)が、医療情報共有ネットワーク(施行版)を使用して救急時のデモを行う。

③評価アンケートの実施

【アンケート項目】※実施期間 平成30年2月上旬・中旬予定

- 医療的ケア児等本人・家族
 - * ID取得の容易さ
 - * 自身の情報の入力のやりやすさ
 - * 遠隔地の医療機関で提示される医療情報の的確さ 等
- 主治医・かかりつけ医
 - * ID取得の容易さ
 - * 医療情報入力の容易さ
 - * 入力項目の過不足
 - * 遠隔地の医療機関で提示される医療情報の的確さ 等
- 救急医
 - * ID取得の容易さ
 - * 診察対象となる医療的ケア児等の医療情報を取得するまでの手順
 - * 取得した情報の過不足 等

④ヒアリングの実施 ※実施期間 平成30年2月予定

評価アンケートを踏まえてヒアリングを実施する。また、利用端末にインストールを実施する。

3.医療情報ネットワーク(施行版)の参加者(予定)

- ①かかりつけ医療機関 4機関
- ②医療的ケア児等とその家族
 - ①の医療機関の医師をかかりつけとする医療的ケア児等とその家族24名以内。
- ③救急医療機関
 - 子どもに人気のテーマパークである東京ディズニーランド及びユニバーサルスタジオ・ジャパン周辺の各1機関

4. 医療情報共有ネットワーク(施行版)実施機関

平成30年2月5日(月)～16日(金)の2週間

(予備期間 平成30年2月19日(月)～23日(金)の1週間)

医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る調査研究 現在の進捗状況

1. 医療情報共有ネットワーク(施行版)による実証の進捗状況

①かかりつけ医療機関

【参加承諾】

- 湖北グリーブクリニック(滋賀県長浜市)
- かいつぶり診療所(滋賀県守山市)
- 医師 植松潤治(上記2診療所)

- ・ひばりクリニック（NPO法人うずりん）（栃木県宇都宮市）
医師 院長 高橋昭彦

【参加依頼中】

- ・医療法人財団はるたか会 あおぞら診療所墨田（東京都墨田区）
- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センター（東京都世田谷区）
- ・都立小児総合医療センター（東京都府中市）

②救急医療機関

【参加承諾】

- ・順天堂大学医学部附属浦安病院（千葉県浦安市）
医師 石原唯史

【参加依頼中】

- ・社会医療法人きっこう会 多根総合病院（大阪府大阪市）

③医療的ケア児等本人・家族

湖北グリープクリニック及びかいつぶり診療所で植松潤治医師より医療的ケア児等の家族に案内を手渡しして募集を実施。

2. 先進的な救急医療連携ネットワークのヒアリング調査

①調査対象

福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」
（公財）福岡県メディカルセンター（とびうめネット事務局）
診療情報ネットワーク推進課長が回答

②調査日 平成29年12月13日（水）

③調査者

（株）タイム・エージェント 1名
ソフトバンク・テクノロジー（株）4名
厚生労働省 1名

3. 救急対応に関するヒアリング調査

①調査対象

浦安市消防本部（救急医療機関：順天堂大学医学部附属浦安病院）
大阪市消防局（救急医療機関：社会医療法人きっこう会 多根総合病院）

②調査時期

平成30年1月予定

可能であれば消防と救急医療機関とのヒアリングを同日に実施するよう調整を行う。

第40回内閣府障害者政策委員会 開催される

平成29年12月22日(金)中央合同庁舎8号館にて開催された第40回内閣府障害者政策委員会において、第4次障害者基本計画の策定に向けた障害者政策委員会意見(案)について討議が行われた。

前回の政策委員会での各委員からの意見を踏まえ作成された第4次障害者基本計画の再修正(案)をもとに、全体を3つのパートに分けた上で改めて審議が行われた。各パートでは冒頭、修正の概要について説明がされた。

1つ目のパートでは総論部分と各論部分のうち、「防災、防犯等の推進」、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「行政等における配慮の充実」、「国際社会での協力・連携の推進」の各分野について。2つ目のパートでは各論部分のうち「安全・安心な生活環境の整備」、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「教育の振興」、文化芸術活動・スポーツ等の振興」の各分野について。3つ目のパートでは「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「保健・医療の推進」、「雇用・就業、経済的自立の支援」の各分野についてそれぞれ審議が行われた。

なお、政策委員からの意見出しは本会までとし、第4次障害者基本計画に対する政策委員会からの意見をいかに反映させるかについては委員長に一任された。この後、パブリックコメントを行ない、年度内に閣議決定される予定だ。

▼内閣府障害者政策委員会 資料▼

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_40/index.html

第22回アメニティーフォーラム 開催案内

この催しは、障害者がハンデにならない社会の実現を目指し、「ハンディのある人の豊かな地域生活の実現」に向けて必要なサービスとそれを提供していく仕組みづくりを提案している。

◇開催日程：平成30年2月9日(金)～11日(日)

◇会場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 他

◇参加費：20,000円(資料代含む)

◇申込方法：所定の参加申込書に必要事項を明記の上、FAXまたは郵送にて申込み。

申込み書についてはWebサイトからダウンロードするか事務局へ問い合わせ下さい。

▼<http://blog.canpan.info/shien-net/archive/91>

◇申込締切：平成30年2月5日(月) ※定員になり次第締切り

◇問合せ先：アメニティーフォーラム実行委員会事務局

滋賀県湖南市西峰町1-1 ☎0748-75-8210 FAX0748-75-8270

※受付時間：平日9時30分～17時 土日祝日休業

*ご存知ですか？『障害者扶養共済制度』

この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

制度の主な特色

- ▲都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- ▲保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生涯にわたって支給されます。
(2口加入の場合は4万円)
- ▲制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。
- ▲加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます。

- ▲加入する方(=保護者)の条件には、下記のようなものがあります。
 - ・障害のある方を扶養している保護者であること。
 - ・加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
 - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ▲この制度の年金を受けることができる方(=加入者が扶養している障害のある方)は、下記の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。
 - ①知的障害のある方。
 - ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
 - ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。
 - ④将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害児(者)の年齢は問いません。

☆加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問合せ下さい。

☆制度の概要については、下記の(独)福祉医療機構ホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/guide/fuyou/tabid/243/Default.aspx>

第13回権利擁護・虐待防止セミナー開催案内

◇テーマ：「地域共生社会の実現と権利擁護の推進

～社会福祉制度の動向と地域における福祉・生活課題への取組～

◇開催日程：平成30年2月13日(火) 10時10分～17時(受付は9時30分より)

◇会場：全社協・灘尾ホール 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階

◇参加費用：10,000円

◇申込先：名鉄観光サービス(株)新霞が関支店(担当：下枝、山邊)

☎03-3581-7889 FAX03-3580-5721

◇受付締切：平成30年1月30日(火)必着 ※定員になり次第締切り
◇問合せ先：(社福)全国社会福祉協議会 政策企画部(佐藤、浄閑)
☎03-3581-7889 FAX03-3580-5721
E-meil z-koho@shakyo.or.jp

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ ～厚労省

*** 障害者手帳(身体・精神)をお持ちの方へ ***

マイナンバー制度における情報連携の本格運用が平成29年11月13日から始まっています。これにより、ご本人が市役所等の窓口で申請する際、市役所等がマイナンバーを利用して、関係機関に情報を照会することができるようになることから、これまで添付を求められていた資料が不要となる等のメリットがあります。

一方、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という)については、一部の手帳所持者において障害者手帳に記載された住所の変更が行われていない等の理由により、都道府県等が障害者手帳情報をマイナンバーのシステムに登録できず、結果として情報連携ができない状況が生じています。

障害者手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が、現在のものと違うときはお住まいの市区町村の障害福祉担当課へお知らせ下さい。

※療育手帳についてはマイナンバー制度における情報連携の対象とされておりません。

平成29年度事業実施概要報告 平成30年度事業実施計画(案) 聞き取り調査について～提出ご協力をお願い

別信で「平成29年度事業実施報告」と「平成30年度事業実施計画(案)」の調査調書を送付させていただきましたのでご協力の程よろしく申し上げます。

本調査につきましては平成28年度の事業実施報告(平成29年4月～平成30年3月)を中心に調査いたします。昨年2月にお届けいただいている情報の更新として、追記、修正等を朱書き更新の程申し上げます。

平成30年度事業計画に関しては記入日現在での予定(案)で結構です。

5月19日(土)開催の平成30年度総会後にまた改めて聞き取りさせていただきます。

別紙回答書に必要事項をご記入の上、2月16日(金)までにご回答ください。

お詫びと訂正

全肢連情報Vol.657(2018年1月1日発行)号、3ページ目の

平成29年度障害福祉部予算概要は、

平成30年度の間違いです。お詫び申し上げます。

障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さまへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さまの手帳情報などを得ることができます。
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、これまでと同じく、**障害者手帳のコピー添付等が必要です。**
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、引き続き**障害者手帳のご持参をお願いいたします。**
- ▶ **障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性があります。**
お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続きしてください。